

1年生の生徒・保護者のみなさまへ

第4期分学校納付金について(お知らせ) (令和8年1~3月分)

★令和7年度第4期分学校納付金の納期限は、令和8年1月20日(火)です。

※学校納付金には、学校徴収金及び就学支援金の対象とならない方の授業料が含まれます。

●口座振替の登録をされている場合(11月20日までに金融機関で手続きされた方)

令和8年1月20日(火)に、ご指定の預金口座から引落されます。

●金融機関窓口で現金振込される場合

別途お渡しする第4期分の「納入通知書」により、裏面の金融機関窓口にて、

令和8年1月20日(火)までにお支払いください。

- ① 納付いただく額については、口座振替の方は「納入通知書兼口座振替納入案内書」、金融機関窓口で現金振込される方は「納入通知書」によりご確認ください。
- ② 納期限後に一定期間を過ぎて授業料を納付する場合、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、授業料の額に「大阪府税外収入延滞金徴収条例(平成22年大阪府条例第60号)」に定める割合を乗じて計算した延滞金が課せられます。

令和8年度第1期分以降の口座振替の登録について

府立高等学校納付金の納入は、口座振替をご利用ください。

- 「納入通知書」の下についている「預金口座振替納入依頼書」をミシン目で切り離し、必要事項を記入して金融機関窓口に提出ください。(ウラ面に記入例があります。)
- 「預金口座振替納入依頼書」の金融機関窓口への提出時期に応じて、各期から口座振替を開始します。
提出時期:2月末日まで⇒令和8年度第1期分(4~6月分)から
- 手続完了後は、口座振替開始をお知らせするため「納入通知書兼口座振替納入案内書」を配付します。
- 万一残高不足の場合は、納期限日の翌月20日と翌々月20日に再度振替します。
(ただし、第4期分については、1・2年生の再度振替は翌月20日のみ、3年生の再度振替はありません。)
- 口座の変更・停止以外は、再度の手續は不要です。



(お問い合わせ先)
大阪府立桜宮高等学校 事務室
電話 06-6921-5231